

製造業の

社員の育成に しまねものづくり 技術人材バンクを(*)2活用(*)3しませんか!

県の補助制度あり

(*)1 社員の育成

- 「新入社員に基礎技能を身につけさせたい」
- 「技能検定にチャレンジさせたい」
- 「多能工を養成したい」
- 「安全衛生教育(特別教育や職長教育など)をしたい」

(*)3 活用

- ご希望日程を基本に調整して派遣します。

(*)2 しまねものづくり技術人材バンク

- 自社工場内での若手社員育成に必要な技術・技能指導者を登録し、情報提供・派遣しています。
- 登録技能者は主に企業の退職者で、熟練技能を有し、若年技能者等の育成に意欲ある方々です。
- 特級・1級技能士、指導員免許などの資格保有者が多数在籍しています。

バンクに登録、活躍して頂ける方の募集もしています。

登録技能者活用の流れ

① 技術人材バンクへ 問い合わせ

若年技能者の育成をお考えなら先ず電話ください!



新入社員を
育成したい

② 登録技能者紹介

相談内容をお聞きし、登録技能者を紹介します。



熟練技能者を
紹介します

③ 登録技能者現地協議

自社工場内で、指導計画や謝金の額について打ち合わせします。



※補助金申請
補助制度を活用する場合は、別途申請が必要となります。

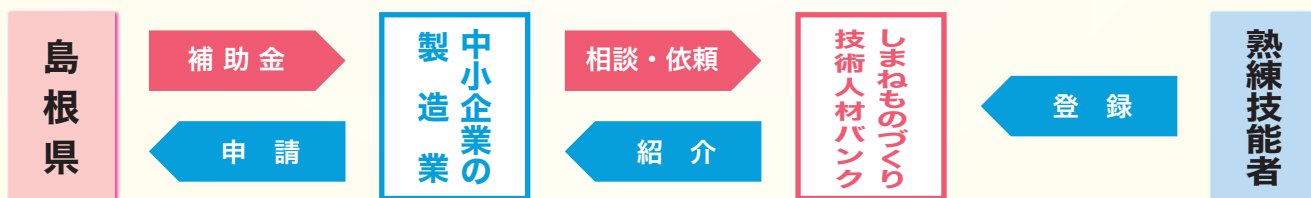
④ 指導開始

自社工場内で計画に基づいて指導を行います。



技能向上、
やる気アップ!

「しまねものづくり技術バンク」と県補助金を利用した場合のフロー



島根県「ものづくり企業人材育成支援補助金」

製造業の中小企業がしまねものづくり技術人材バンク登録技能者を活用して若手社員(45歳以下)を指導する際に企業が支払う謝金(交通費含む)の一部を補助します。

- 「3時間以上/日」かつ「5日以上/年または15時間以上/年」の受入が対象となります。
- 令和5年4月～翌年2月末までの受入
- 謝金6千円/時間(上限:1万円/時間かつ60万円/年)に対し補助率2/3
- 事前申請書(登記事項全部証明書、県税納税証明書の添付要)、実績報告書が必要
- 業務日報により指導の内容を記録します。
- 指導者が役員の3親等以内の親族の場合は対象外など、条件があります。

【補助金に関する問合せ先】 島根県商工労働部雇用政策課 TEL(0852)22-5299